

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	21.慣行の取扱い	協議細目	
調整方針	<p>(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章、市民憲章については、関市の制度に統一するものとする。</li> <li>2 木、花、鳥、魚、色については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の木、花、鳥についてはそれぞれの必要性に応じて地域の木、花、鳥として残していくよう調整する。</li> <li>3 市歌については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の歌・音頭については、その必要性に応じて地域の歌、地域の音頭として残していくよう調整する。</li> <li>4 宣言等については、関市の制度に統一し、関市の各種宣言等を用いるものとする。</li> <li>5 名誉市民については、関市の制度に統一するものとする。</li> <li>6 洞戸村における特別招待村民制度については、合併時に廃止するが、関市の「ふるさとアドバイザー制度」を活用して調整を図るものとする。</li> </ol>		
項 目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第5回合併協議会(11月10日)に提出済み。(P51~P61)</p>		